令和6年第1回印西地区消防組合議会定例会

○議事日程(第1号)

令和6年1月30日(火曜日)午前10時00分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 議案第 1号 印西地区消防組合消防関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第 2号 令和5年度印西地区消防組合一般会計補正予算(第2号)について

日程第 7 議案第 3号 令和6年度印西地区消防組合一般会計予算について

日程第 8 報告第 1号 専決処分の報告について

日程第 9 報告第 2号 専決処分の報告について

日程第10 報告第 3号 専決処分の報告について

日程第11 一般質問

○出席議員(10名)

1番 近 藤 瑞 枝 2番 石 井 恵 子 3番 小田川 敦 子 4番 ||上 贀 5番 岩 崎 成 子 6番 藤 研 江 7番 都 築 真 理 子 8番 小 金 谷 久 恒 9番 板 橋 睦 古 由紀子 10番 澤

○説明のため出席した者の職氏名

管 理 者 板 倉 正 直 副管理者 笠 井 喜久雄 会計管理者 幸 髙 橋 江 消 防 長 山 下 浩 消防本部次長 丹 羽 雅 幸 総務課長 佐 藤 秀 行 予 防 課 長 島 \mathbb{H} 伸 警防課長 佐 藤 勝 己 指揮指令課長 幸 武 樹 牧 の 原消 防署 長 今 井 輝 彦 印 西 西消 防署 長 幹 鈴 木 夫 白井消防署長 篠 田 彦

○議会事務局出席職員氏名

 書
 記
 長
 中
 根
 秀
 一

 書
 記
 渡
 来
 聡

 書
 記
 海老原
 慎

◎開会及び開議の宣告

(午前 9時58分)

○議長(古澤由紀子) 皆さん、こんにちは。

初めに、このたびの能登半島地震で被災された方々に心よりお見舞い申し上げるとともに、救援活動、 事後対応に携わってくださっていらっしゃいます消防の方々、そして自衛隊の方々等々に対して、心から の感謝を申し上げたいと思います。

皆様におかれましては、公私ともご多忙のところ、ご参集いただきましてありがとうございます。 なお、度々申し上げますが、マイクのスイッチにおきましては、各自ご配慮をお願いいたします。 ただいまから令和6年第1回印西地区消防組合議会定例会を開会いたします。 これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(古澤由紀子) 本日の議事日程については、お手元に配付したとおりです。ご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長(古澤由紀子) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定によって、

5番 岩崎成子議員

6番 藤江研一議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(古澤由紀子) 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

○議長(古澤由紀子) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日に決定しました。

◎諸般の報告

○議長(古澤由紀子) 日程第3、諸般の報告を行います。

本日、管理者から議案の送付があり、これを受理しましたので、ご報告します。

次に、監査委員より令和5年7月から令和5年10月までの例月出納検査及び定期監査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今期定例会の説明員の出席要求を行ったところ、出席通知のありました者の職、氏名の写しをお 手元に配付しておきましたので、ご了承願います。 次に、令和5年12月末の消防活動状況の報告があり、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長(古澤由紀子) 日程第4、行政報告を行います。 管理者。

○管理者(板倉正直) 皆さん、おはようございます。初めに、今月1日に発生いたしました能登半島地震により被災された皆様及び関係者の皆様に、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

改めまして、本日は令和6年第1回印西地区消防組合議会定例会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

昨年10月に開催された令和5年第2回定例会以降の主な事業についてご報告をいたします。

11月9日から15日まで、秋の全国火災予防運動として、組合管内商業施設などにおいて防火ポスターの展示を、また各消防署において立入検査や火災予防の啓発活動を実施いたしました。

12月7日、令和5年度千葉県消防広域応援隊合同訓練の図上訓練が当組合で実施され、千葉県庁、千葉市消防局と連携し、訓練を実施いたしました。

12月1日から25日まで、組合管内商業施設などにおいて、冬季年末商戦に伴う特別査察を実施いたしました。

12月13日に正副管理者会議を開催し、第4次実施計画及び令和6年度予算などについて協議いたしました。

なお、令和5年中の組合管内における火災発生及び活動状況につきましては、災害発生状況及び前年との比較で、火災発生件数が55件で13件の増加、救急出動件数が8,585件で257件の増加、救助出動件数が106件で14件の減少となっております。

令和6年に入りまして、1月13日に印西市消防出初式が、14日には白井市消防出初式が開催され、当組合職員も参加しました。

以上が主な事業等の報告でございます。

本定例会に提案いたします案件は6件でございます。それぞれ提案を申し上げましたときに内容の説明 をさせていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(古澤由紀子) これで行政報告が終わりました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(古澤由紀子) 日程第5、議案第1号 印西地区消防組合消防関係手数料条例の一部を改正する条 例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者(板倉正直) 議案第1号についてご説明をいたします。

本案は、国が示す地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたため、印西地区消防組合消防関係手数料条例の一部について、改正を行うものでございます。

詳細につきましては、消防長から説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

- ○議長(古澤由紀子) 消防長。
- ○消防長(山下浩一) 議案第1号について補足説明させていただきます。

お手元の審議資料、議1-1ページから議1-4ページを御覧ください。本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が、事務の内容の変化に伴い、現行の手数料の標準額の見直しが必要となる事務及び物件費等の増加に伴い、現行の手数料の標準額との乖離が大きいことから、一部改正が行われましたので、印西地区消防組合消防関係手数料条例の一部について、政令に合わせて改正を行うものでございます。次に、附則ですが、本案は令和6年4月1日から施行するものでございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(古澤由紀子) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

3番、小田川議員。

○3番(小田川敦子) それでは、議案第1号について質問させていただきます。全部で2点質問をいたします。

まず1点目ですが、1点目は資料の改正理由の中からお伺いいたします。理由について、事務内容の変化に伴い、現行の手数料の標準額の見直しが必要となるということで、その根拠としては事務及び物件費等の増加に伴いということでした。この見直しが必要となる事務及び物件費等の詳細について、お示しいただきたいと思います。

2点目については、この申請に係る当該組合の管理の中で、手数料の申請件数の推移について確認した いと思います。

以上2点、お願いいたします。

- ○議長(古澤由紀子) 予防課長。
- ○予防課長(島田伸一) 予防課長の島田といいます。よろしくお願いいたします。

まず1点目、見直しが必要となる事務及び物件費等の詳細ということですが、お答えいたします。タンク検査を行う専門機関の技師が、高度な精密測定機器を使用しての検査に長期間の検査時間を要すること、また人件費、検査で使う資機材や消耗品などの単価が増額したためとなります。また、この人件費につきましては、国が定めた検査に関わる標準時間というのがありまして、その時間と実働の時間に開きがあったため、実働時間を反映させ改正に至ったものです。

2点目です。当該手数料の申請件数の推移ということですが、お答えいたします。当消防組合管内には 条例改正に該当する特定屋外タンク、準特定屋外タンクはございません。

以上でございます。

- ○議長(古澤由紀子) よろしいですか。
- ○3番(小田川敦子) 分かりました。以上です。

○議長(古澤由紀子) ほかに質疑はありますか。ありませんか。 (「なし」と言う人あり)

○議長(古澤由紀子) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(古澤由紀子) 賛成者の発言を許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(古澤由紀子) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第1号 印西地区消防組合消防関係手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(古澤由紀子) 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(古澤由紀子) 日程第6、議案第2号 令和5年度印西地区消防組合一般会計補正予算(第2号) についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者(板倉正直) 議案第2号についてご説明をいたします。

本案は、事業費等の確定に伴う減額補正でございます。

歳入歳出の補正額は、歳入歳出それぞれ4,318万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億9,297万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては、総務課長から説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいた します。

- ○議長(古澤由紀子) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤秀行) それでは、議案第2号について補足説明させていただきます。

お手元の審議資料、議2-1ページを御覧ください。このたび補正をお願いいたしますのは、この資料中の2、予算補正の理由に記載のとおり、職員の給料、手当等の人件費の精算並びに事業費の確定に伴う精算により4、318万4、000円の減額となりました。これら歳入歳出の補正に伴い、分担金を精算させていただきました。これによりまして、1の令和5年度歳入歳出予算補正額(第2号)は、補正前の額32億3、615万5、<math>000円から4、318万4、<math>000円を減額し、補正後の予算額を31億9、297万1、<math>000円とするものでございます。

それでは、令和5年度印西地区消防組合一般会計補正予算(第2号)の歳入歳出補正予算事項別明細書からご説明いたします。

- 8ページをお開きください。歳出からご説明いたします。1款議会費の補正はございません。
- 2款総務費につきましては、補正前の額34万4,000円から3万円を減額するものです。
- 3款消防費につきましては、補正前の額28億5,754万円から4,285万1,000円を減額するものです。
- 4款公債費につきましては、補正前の額3億5,615万5,000円から30万3,000円を減額するものです。

消防費及び公債費の補正内訳につきましては、11ページをお開きください。2節給料は、昇任、昇格者数が当初の見込みを下回ったことや育児休業者などが復帰しなかったことなどに伴い、853万円を減額するものです。

3 節職員手当等は、現在の支給対象職員数と給料額で再算定したところ、合計で629万8,000円を減額するものです。詳細につきましては、この補正予算書15ページ、補正予算給与費明細書の2、一般職、(1)、総括に記載のとおりです。

11ページに戻ります。4節共済費は、千葉県市町村職員共済組合負担金の算出基礎となる標準報酬月額が当初見込みを下回ったことなどにより、650万円を減額するものです。

8節旅費は、各種職員研修に関わる旅費などの事業費の確定に伴い、28万円を減額するものです。

10節需用費は、消防車両の燃料費が増額したものの、光熱水費が当初見込みを下回ったことにより、630万8,000円を減額するものです。

11節役務費は、振込手数料が当初見込みを下回ったことなどにより、141万3,000円を減額するものです。 12節委託料は、職員健康診断委託料などの業務委託に関わる事業費の確定に伴い、499万1,000円を減額 するものです。

13節使用料及び賃借料は、有料道路通行料の執行額の確定などにより、9万9,000円を減額するものです。

14節工事請負費は、消防本部・牧の原消防署庁舎修繕事業の事業完了により、529万8,000円を減額する ものです。

17節備品購入費は、水槽付消防ポンプ自動車、高規格救急自動車及び総務関係備品に計上しております事務用パソコン等購入事業の事業費の確定などに伴い、309万4,000円を減額するものです。

18節負担金補助及び交付金は、法令改正により年度中の教育訓練が必要となり、各種技能講習負担金が増額となりましたが、会議など未開催による負担金の執行残が生じたため、4万円を減額するものです。

次に、4款公債費につきましては、償還金利子について、令和4年度事業に関わる借入先の決定により、 利子償還額が確定したことに伴い、30万3,000円を減額するものです。

続きまして、歳入についてご説明いたします。9ページをお開きください。1款分担金及び負担金につきましては、事業費の確定に伴う歳出予算の減額と繰越金などの増額補正によるもので、補正前の予算額30億6,246万4,000円から7,289万5,000円を減額し、29億8,956万9,000円とするものです。

構成市別の内訳は9ページの説明欄のとおりですが、詳細につきましては、この補正予算書の最後の22ページ、令和5年度印西地区消防組合一般会計補正予算(第2号)分担金算出表のとおりでございます。

9ページに戻ります。2款使用料及び手数料、1項使用料につきましては、行政財産目的外使用料が当

初見込みを上回ったことにより、2,000円を増額し、2項手数料につきましては、危険物規制事務関係手数料がデータセンターの建設増加に伴い、当初見込みを上回ったことにより、17万3,000円を増額するものです。

4款県支出金につきましては、今年度対象事業がなかったことから1,000円を減額するものです。

5 款財産収入につきましては、水槽付消防ポンプ自動車、資機材搬送車、高規格救急自動車及び指揮車 を売払いした結果、売払い金額が当初見込みを上回ったことから、392万9,000円を増額するものです。

6 款繰越金につきましては、令和4年度からの繰越額が決算により確定しましたので、3,035万3,000円 を増額するものです。

7 款諸収入につきましては、新型コロナウイルスの区分が 5 類に移行したことで、新型コロナウイルス 感染症患者等移送経費が終了したことで当初見込みを下回ったことから、24万5,000円を減額するもので す。

8 款組合債につきましては、水槽付消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車の整備事業に関わる借入額 について、入札による事業費の確定により450万円を減額するものです。

こちらの組合債につきまして、4ページをお開きください。第2表、地方債補正のとおり、消防施設整備事業の限度額を8,760万円から450万円を減額した8,310万円に変更するものです。

以上で令和5年度印西地区消防組合一般会計補正予算(第2号)の補足説明とさせていただきます。よ ろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(古澤由紀子) 説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑はありますか。 岩崎議員。

- ○5番(岩崎成子) それでは、ページ数申し上げます。9ページをお願いいたします。その中で、先ほど 説明がございました公用車売払収入という形の中で392万9,000円となっております。先ほど説明で、水槽 付消防ポンプ自動車と、あと高規格救急自動車等々を売り払ったということで、もう少し内容的に売払い 先等々をお示しいただければと思います。よろしくお願いします。
- ○議長(古澤由紀子) 警防課長。
- ○警防課長(佐藤勝己) 警防課長の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

消防車両等売払い事業につきましてご説明させていただきます。水槽付消防ポンプ自動車につきましては、購入業者は東京都にあります新興鉄鋼株式会社、購入金額につきましては145万5,000円となります。 資機材搬送車の購入業者につきましては、埼玉県にございます株式会社CRS埼玉、こちらが165万8,740円で購入しております。 高規格救急自動車につきましては、購入業者は東京都にございます新興鉄鋼株式会社、購入金額が126万5,600円となります。指揮車につきましては、購入業者が株式会社CRS埼玉、埼玉県にございます。こちらが8万9,510円で購入して、売払いとなっております。

以上でございます。

○議長(古澤由紀子) よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

小田川議員。

○3番(小田川敦子) すみません、今のところなのですが、9ページの中の売払い収入のところです。まず、そもそも今回の補正において増減が約730%も上がっている。この理由についてお示しください。当初の予定ではなかったというふうに読み取れますので、その辺りの説明をお願いしたいと思います。あと、それから売払い先の紹介は今ご説明いただきましたけれども、この売払い先の選定方法というのは何か組合の中で基準みたいなものはあるのでしょうか。どういった形で売払いを行うのか、その辺りを教えていただきたいと思います。

以上です。

- ○議長(古澤由紀子) 警防課長。
- ○警防課長(佐藤勝己) 当初予算措置額を決定するに当たりましては、4者から参考見積りですか、そちらを徴取いたしまして、それで一番低い金額を提示していただいた業者からの金額を設定いたしました。また、どういう売払いの方法かということですが、見積り合せによりまして業者を選定しております。業者の選定につきましては、令和4年度はしご付消防ポンプ自動車の売払い事業の入札参加業者及び過去の売払い事業に参加いたしました管内業者を選定したものです。

以上です。

- ○議長(古澤由紀子) 小田川議員。
- ○3番(小田川敦子) 分かりました。ありがとうございます。 2回目の質問なのですが、売払いを入札で決定したという理解になるのかしら、ちょっと間違っていたら訂正をいただきたいのですが。
- ○議長(古澤由紀子) 警防課長。
- ○警防課長(佐藤勝己) 入札という形ではなく、見積り合せということで7者から見積りを徴取しまして、 そこで一番高い金額を提示していただいた業者に売払いを実施したというようなことでございます。 以上です。
- ○議長(古澤由紀子) よろしいですか。 ほかに質疑のある方。

都築議員。

- ○7番(都築真理子) 9ページの歳入のところなのですが、市の負担金が戻ってきている状態、印西市が 4,474万7,000円、白井市が2,814万8,000円、こちらの理由を伺いたいのですが、お願いします。
- ○議長(古澤由紀子) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤秀行) それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

印西市、白井市それぞれ一般分担金の減額につきましては、現員現給による人件費の精算や各種事業の 事業費の確定などによる精算、印西市一般分担金については基準財政需要額割61.39%、白井市におきま しては38.61%で案分した結果、それぞれの金額となっているものでございます。

- ○議長(古澤由紀子) ほかに質疑のある方、ありませんか、
 - (「なし」と言う人あり)
- ○議長(古澤由紀子) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(古澤由紀子) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(古澤由紀子) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第2号 令和5年度印西地区消防組合一般会計補正予算(第2号)についてを採決いたします。 議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(古澤由紀子) 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(古澤由紀子) 日程第7、議案第3号 令和6年度印西地区消防組合一般会計予算についてを議題 とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者(板倉正直) 議案第3号についてご説明をいたします。

本案は、住民の安全と安心を守るため消防体制の機能強化を図るもので、令和6年度の予算額を34億3,806万8,000円とするものでございます。

主な取組といたしまして、救助工作車、高規格救急自動車及び指揮車の消防車両整備事業や屈折はしご 付消防ポンプ自動車のオーバーホールとなります。また、消防救急デジタル無線施設再整備事業について、 令和6年度から令和7年度まで、継続費を設定し、災害情報通信体制の充実強化を図るものでございます。 詳細につきましては、総務課長から説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいた します。

- ○議長(古澤由紀子) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤秀行) それでは、議案第3号について補足説明させていただきます。

令和6年度印西地区消防組合一般会計予算における予算編成方針につきましては、印西市及び白井市が 健全で安定的な財政運営の確保を図りつつ、持続可能な財政基盤の確立を目指し行政運営を推進している 中、印西地区消防組合では、総合計画の基本理念である「住民の安全と安心をめざして」を実現するため、 実施計画に位置づけた事業を着実に実行し、基本理念の実現に努めているところです。

消防組合の財源につきましては、構成市からの分担金が大半を占めていることから、国庫支出金や地方 債などの特定財源を積極的に活用し、構成市への負担軽減を図りながら、全職員がコスト意識を強く持ち、 創意工夫と柔軟な発想を持って消防業務に取り組むことにより、真に必要な予算措置を講じたところです。 それでは、お手元の審議資料、議の3-3ページ、1、一般会計、(1)の予算規模を御覧ください。 令和6年度予算の主な事業といたしましては、白井消防署の救助工作車と指揮車及び牧の原消防署の高規 格救急自動車の合計3台の更新整備事業と、白井消防署の屈折はしご付消防ポンプ自動車のオーバーホー ル事業となります。

また、災害情報通信体制の充実強化を目的とした指令システム全体更新事業負担金及び千葉県防災行政無線再整備負担金、そして消防組織体制の整備を目的とした消防施設等総合管理計画作成業務委託事業で、令和6年度の予算規模は34億3,806万8,000円となりました。

(2)、歳入予算の状況と議3-4ページ、(3)、歳出予算の状況につきましては、この後の議3-7ページ、歳出予算性質別の概要及び令和6年度印西地区消防組合一般会計予算の説明で詳しく申し上げます。

次に、議3-5ページをお願いします。令和6年度に継続費を設定する消防救急デジタル無線施設再整備事業について、令和6年度から令和7年度までの期間に、平成24年度に整備した消防救急デジタル無線施設個別整備分を更新し、通信連絡体制のさらなる強化を図るものです。事業費総額は1億4,300万円で、全額地方債を充当するものです。

次に、議3-6ページをお願いします。2、一般会計における将来の財政負担ですが、地方債現在高については立替施行分を含む消防庁舎や用地、消防車両の整備費などで発行した地方債によるものです。令和6年度末の地方債現在高は、令和6年度に発行予定の救助工作車及び高規格救急自動車の更新整備事業と指令システム全体更新負担金及び千葉県防災行政無線再整備負担金に関わる起債を見込んでおり、前年度比4.4%減の17億2,992万9,000円と見込んでおります。令和6年度末の債務負担行為の未払残高は、指令システム全体更新事業負担金の支払い開始により、前年度比8.0%減の4億8,319万2,000円と見込んでおります。

次に、議3-7ページをお願いします。歳出予算性質別の概要ですが、令和6年度予算の総額は34億3,806万8,000円で、前年度と比べ6.2%、2億191万3,000円の増額となりました。性質別区分の内訳ですが、人件費が24億1,692万1,000円となります。これは、職員手当及び共済費の増額により、前年度と比べ6.6%、1億4,978万4,000円の増額となります。人件費の内訳は、議員報酬、非常勤特別職等の報酬及び令和6年度に在籍する消防職員の給与、職員手当等及び共済費などとなります。令和6年度の職員数は、消防職員268人と再任用職員13人の合計281人となります。

次に、扶助費につきましては2,757万円を計上し、前年度と比べ27.7%、598万5,000円の増額となります。

次に、公債費は3億859万4,000円を計上し、前年度と比べ13.4%、4,756万1,000円の減額となります。 これは、令和4年度に借り入れた事業の償還が開始され、また平成11年度債の牧の原消防署用地や平成30年 度債の償還が終了したことにより減額となります。これら義務的経費の総額は27億5,308万5,000円で、前 年度に比べ4.1%、1億820万8,000円の増額となります。

次に、投資的経費となる普通建設事業費につきましては2億7,684万1,000円で、前年度と比べ81.3%、1億2,412万円の増額となります。補助事業は、白井消防署の救助工作車を緊急消防援助隊登録車両とすることで、国庫補助の対象事業とするものです。

単独事業は、牧の原消防署の高規格救急自動車や白井消防署の指揮車、公有財産購入費、補助事業の組合負担分を計上しました。

次に、その他の経費のうち物件費は、消耗品費が現在の物価高の影響により増額となり、また委託料が 白井消防署に配備している屈折はしご付消防ポンプ自動車のオーバーホールや消防施設等総合管理計画作 成業務委託を計上したことにより 2 億5,668万2,000円を計上し、前年度と比べ17.4%、3,811万9,000円の 増額となりました。

次に、維持補修費は、消防本部・牧の原消防署庁舎修繕事業が令和5年度で完了したことにより、前年度と比べ98.7%、1億4,030万4,000円の減額となりました。

次に、補助費等は、指令システム全体更新事業負担金と千葉県防災行政無線再整備負担金を計上したことにより、124%、7,177万円の増額となりました。

次に、予備費は前年度と同額の2,000万円を計上しております。

以上が歳出予算性質別の概要となります。

なお、ページ下に主な取組を記載しましたのが、性質別の概要で説明したほか救急救命士を引き続き養成してまいります。

続きまして、議3-8ページ、歳入予算科目別の概要と議3-9、歳出予算目的別の概要につきましては、この後の一般会計予算書の説明と重複しますので、省略させていただきます。

それでは、令和6年度印西地区消防組合一般会計予算書を御覧ください。歳出から説明させていただきます。

11ページを御覧ください。初めに、1款議会費は、議員10人の報酬、議長交際費、会議録の作成業務委 託料などで、219万6,000円を計上しました。

次に、2款総務費、1項総務管理費は、正副管理者等の報酬、管理者交際費などで24万5,000円を計上 しています。

2項監査委員費は、監査委員の報酬及び消耗品費で7万1,000円を計上しています。

次に、3款消防費は31億696万2,000円で、2億5,942万2,000円の増額となります。節別に申し上げますと、1節報酬は労働安全衛生法令に基づく産業医への報酬となり、前年度と同額の36万円で、職場巡視や職員の健康診断を実施します。2節給料は、職員268人と再任用職員13人の合計281人分で10億4,458万2,000円となり、前年度と比べ335万8,000円の増額となります。増額の主な要因は、人事院勧告による給与改定によるものです。3節職員手当等は8億6,594万7,000円で、前年度と比べ901万円の増額となります。内訳につきましては、19ページの給与費明細書をご確認ください。

なお、職員手当につきましては、令和5年度の支給実績や人事院勧告に基づき計上をしました。

12ページに戻ります。4節共済費は5億3,283万6,000円で、前年度と比べ1億4,342万5,000円の増額となります。増額の主な要因は、千葉県市町村総合事務組合への退職手当支給事務負担金によるものです。5節災害補償費は、科目存置として1,000円を計上しました。7節報償費は、職員研修の講師謝礼や火災等における消防協力者への表彰、防火ポスターコンクール等表彰記念品に関する経費として32万1,000円を計上しました。8節旅費は192万7,000円で、前年度と比べ58万4,000円の減額となります。減額の主な要因は、警防課所管事業の開催場所の変更などによるものです。9節交際費は、前年度と同様26万円を計

上しました。10節需用費は1億398万4,000円で、前年度と比べ34万8,000円の増額となります。増額の主な要因は、消耗品費や燃料費の増によるものです。11節役務費は1,416万4,000円で、前年度と比べ30万4,000円の増額となります。増額の主な要因は、高圧ガス容器耐圧検査手数料の価格の増によるものです。

次に、13ページ、12節委託料は7,512万7,000円で、前年度と比べ4,052万4,000円の増額となります。増額の主な要因は、白井消防署に配備している屈折はしご付消防ポンプ自動車のオーバーホールによるものです。

次に、14ページ、13節使用料及び賃借料は2,979万円で、前年度と比べ172万1,000円の減額となります。 減額の主な要因は、コンピューターシステム使用料の減によるものです。16節公有財産購入費は4,220万 6,000円で、前年度と比べ2万4,000円の増額となります。

次に、15ページをお願いします。17節備品購入費は2億6,837万円で、前年度と比べ1億1,823万5,000円の増額となります。増額の主な要因は、白井消防署に配備する救助工作車の更新整備によるものです。18節負担金補助及び交付金は1億2,587万1,000円で、前年度と比べ7,142万2,000円の増額となります。増額の主な要因は、指令システム全体更新事業負担金及び千葉県防災行政無線再整備負担金によるものです。

次に、16ページをお願いします。21節補償補填及び賠償金は、科目存置として1,000円を計上しました。 26節公課費は、消防車両の車検に伴う自動車重量税となり、121万5,000円を計上しました。

以上が3款消防費の概要説明となります。

次に、17ページをお願いします。4款公債費ですが、1目元金は3億389万1,000円となり、前年度と比べ4,641万9,000円の減額となります。減額の要因につきましては、平成11年度債の牧の原消防署用地の償還や平成30年度債の消防車両などの償還が終了したことによるものです。

2目利子は470万3,000円となり、前年度と比べ114万2,000円の減額となります。減額の要因として、元金の償還により未償還金が減少したことによるものです。

5 款予備費は、予算外の支出や予算超過の支出に備え、前年度と同額の2,000万円を計上します。 以上が歳出でございます。

続きまして、歳入について説明させていただきます。9ページの歳入歳出予算事項別明細書の2、歳入を御覧ください。1款分担金及び負担金の総額は31億4,476万9,000円で、前年度に比べ8,230万5,000円の増額となります。内訳といたしましては、一般分担金が30億5,073万6,000円となり、前年度と比べ1億1,632万7,000円の増額となります。特別分担金につきましては9,403万3,000円で、前年度と比べ3,402万2,000円の減額となります。これは、牧の原消防署の用地に関わる償還が終了したことによるものです。

なお、一般分担金の負担割合につきましては、消防費に関わる基準財政需要額割100%となり、構成市 それぞれの分担金の内訳及び積算根拠につきましては、30ページの令和6年度印西地区消防組合一般会計 予算分担金算出表に記載のとおりです。

9ページに戻ります。2款使用料及び手数料、1項使用料は、行政財産目的外使用料として16万9,000円を計上しております。2項手数料は、危険物規制事務関係手数料及び諸証明手数料として275万9,000円を計上し、前年度と比べ59万円の増額となります。増額の主な要因は、危険物規制事務関係手数料の増によるものです。

3款国庫支出金につきましては、救助工作車を緊急消防援助隊登録車両とすることで、国庫補助の対象

事業とすることから、4.201万8.000円を計上しております。

4款県支出金につきましては、科目存置として1,000円を計上しております。

5 款財産収入につきましては、水槽付消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車の売払いによる収入として41万1,000円を計上しました。

6款繰越金は、前年度と同額の2,000万円を計上しております。

次に、10ページをお願いします。7款諸収入は364万1,000円となり、前年度と比べ4,506万2,000円の減額となりました。減額の主な要因は、退職手当支給事務負担金の還付期間が終了したことや新型コロナウイルス感染症患者等移送経費が終了したことによるものです。

8 款組合債は2億2,430万円となり、前年度と比べ1億3,670万円の増額となりました。増額の主な要因は、救助工作車と高規格救急自動車の更新整備事業及び指令システム全体更新事業負担金と千葉県防災行政無線再整備負担金によるものです。

以上で令和6年度印西地区消防組合一般会計予算の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(古澤由紀子) 説明が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開は11時10分。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長(古澤由紀子) 会議を再開いたします。

これから質疑を行います。

申合せにより、初めに通告議員による質疑を行います。

なお、通告議員による質疑の方法は、通告をした質疑、本案に関わる質疑を1回目の質疑で全てしてください。その後の再質疑は2回までとなります。

7番、都築真理子議員の発言を許します。

- ○7番(都築真理子) 歳入の部分なのですが、9ページの1、市分担金のところで、印西市の特別分担金が9,403万3,000円となっているのですが、30ページの内訳を見ますと、牧の原庁舎に係るものばかりでしたので、そういう捉え方をしてよろしいのかどうか、牧の原、印西でかかっているものなので、こういう金額になったのか、お聞きします。
- ○議長(古澤由紀子) 1も2も全てしてください。
- ○7番(都築真理子) あともう一つなのですが、15ページの17区分、備品購入費、防火衣なのですが、1,204万円、こちらは何着、多分10年で更新だと思うのですが、何着購入なのか、前回も聞いたと思うのですが、消耗品ではなく、なぜ備品になっているのかをお聞きしたいです。お願いします。
- 〇議長(古澤由紀子) 都築議員、質問の全てを1問目でしてください。よろしいですね、2番目からは、 1項目めの2番目の質問、2項目めの2番目の質問という形で、両方行ってください。合計3回しか質疑 できませんので。

総務課長。

○総務課長(佐藤秀行) それでは、私からは、9ページの歳入、市の分担金についてご説明をいたします。 印西市特別分担金につきましては、印西地区消防組合関係市分賦金負担金についての規定に基づき、立 替施行による消防施設整備費で牧の原消防署耐震性貯水槽に関わる整備ということになります。この立替 施行なのですけれども、大規模な住宅開発を行う際に必要な公共施設、小学校、中学校、幼稚園、消防署 など、その整備は地元の地方公共団体が行うことが建前になっておりますけれども、財政状況から適時行 うことが困難な場合には、地元の地方公共団体に代わって開発事業者、都市再生機構が施設整備を立て替 えて施行することができるというものでございます。この立替施行は、昭和42年6月に当時の建設省、大 蔵省、文部省、それから厚生省、自治省の5省の了解事項である5省協定と認められていたものでございます。

私からは以上でございます。

- ○議長(古澤由紀子) 警防課長。
- ○警防課長(佐藤勝己) 私からは、質疑2の令和6年度印西地区消防組合一般会計予算に関する説明書15ページ、17節備品購入費、防火衣等1,204万円、何着購入か、消耗品ではなく、なぜ備品費かについてお答えいたします。

防火衣の購入数につきましては、更新整備分が30着、新規採用職員分が5着、計35着となります。また、 防火衣が消耗品ではなく、なぜ備品費なのかについてですが、購入金額及び耐用年数から備品としており ます。なお、防火衣の耐用年数はおおむね7年となります。

以上です。

- ○議長(古澤由紀子) 2回目よろしいですか。
- ○7番(都築真理子) ありがとうございます。結構です。
- ○議長(古澤由紀子) 分かりました。7番、都築真理子議員の質疑を終わります。 では、ほかに本案に関わる質疑がある方、どうぞ。

藤江議員。

○6番(藤江研一) 2点質問させていただきます。

1点目、30ページの基準財政需要額及びその比率ですが、令和5年10月1日は印西市が61.77%、それで昨年度の補正予算の資料を見ますと、令和4年10月1日時点で61.39%ということで、0.38ポイントですか、アップしているわけですが、最近数年間の推移というものが分かれば、変動状況ですね、これが分かれば教えていただきたいというのが1点目です。

2点目は、12ページの8節旅費、58万5,000円の減ということで、この理由について警防関係の研修の開催の場所が変更になったためというご説明がありましたが、具体的にどこからどこに変更されたのか、また年間何人研修を受けておられるのかという点についてお尋ねいたします。

- ○議長(古澤由紀子) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤秀行) それでは今ありました基準財政需要額の件でございますけれども、詳しい数字は ちょっと今持っていないのですが、やはり近年の状況では印西市のポイントといいますか、徐々にパーセ ンテージは上がっているといいますか、恐らくいろいろなデータセンターなんかもそうなのでしょうけれ ども、それだけちょっと財政にいろいろ有利な状況になっているのかなというふうな考えではおります。

あと人口等々の理由、ほかにもいろいろな係数を入れて基準財政需要額を割り出すということなのですが、 そういうことで認識はしております。

以上です。

- ○議長(古澤由紀子) もう一点、12ページのほうの。 警防課長。
- ○警防課長(佐藤勝己) 旅費関係の減額についてお答えいたします。

全国救助大会が北海道から千葉県開催となることで減額となっております。関東地区指導会につきましても千葉県大会ということで、こちらも減額となっております。また、研修旅費につきましては、全国消防救助シンポジウム、これが東京都千代田区で開催されます。これに参加ということです。あと救急隊員の学術研究会、こちらも東京都で開催されます。テクニカルロープレスキューテクニシャン、東京都あきる野市で開催となります。潜水士の免許試験準備講習会、これが東京都豊島区で開催予定となります。潜水士免許取得技能講習、こちらが安房郡鋸南町で実施されます。水難救助の現地訓練、こちらも安房郡鋸南町で実施となります。こちらの減額になった理由といたしましては、潜水士免許試験準備講習会及び技能講習の参加者が2名から1名に減ったということでの減額となっております。各研修1名です。

以上です。

○議長(古澤由紀子) 藤江議員、よろしいですか。

では、ほかに質疑のある方。

小田川議員。

○3番(小田川敦子) それでは、予算書のページに沿って質疑させていただきます。

まず、9ページになります。2款使用料及び手数料の中の危険物規制事務関係手数料について伺います。 先ほどの補正予算でも増額補正がありました。6年度予算において現状をどのように捉えて、この手数料 の金額を定めたのか、その説明をお願いしたいと思います。

次に、同じく9ページの5款財産収入の公用車売払収入についてですが、6年度の予定の売払いの台数、 それから車種についてご説明をお願いいたします。

次に、11ページになります。11ページ、歳出になりますが、3款消防費の中の1、報酬、産業医の報酬です。令和6年度における産業医の活動ということで、先ほど健康相談と巡回という説明がありました。このことにおいて、もう少し具体的な説明を求めたいと思います。

次に、予算書の最後になりますが、給与費明細書、18ページ、19ページにかけてお伺いいたします。特別職が前年度と比べて4名減、中味を見るとその他の特別職が4人減員となっています。19ページを見ると、今度は一般職が2名増員ということになっておりますので、この辺りの説明を求めたいと思います。

最後に、令和6年度における物価高騰の状況を実績としてどう捉えて予算措置をしているのか、主に燃料費、光熱費等、対象になるかと思いますけれども、物価高騰をどのように予算に反映しているのか、その辺りの説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長(古澤由紀子) 以上6点ですか。

警防課長。

○警防課長(佐藤勝己) お答えいたします。

財産購入、公用車売払いの車種ということでございますが、水槽付ポンプ自動車と高規格救急自動車、 この2台になります。

以上でございます。

- ○議長(古澤由紀子) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤秀行) それでは、私からは産業医の件でご説明いたします。

産業医ですけれども、具体的にというところで、衛生関係者会議が1回ありまして、かなり書類もそのときに確認をするということと、あと職場巡視、7署ありますので、7署を産業医の方と回るというようなところです。それから、あと健康診断の結果でちょっと容体があまりよくない方など、書類の確認をしていただきまして、意見等をいただいております。

以上でございます。

- ○議長(古澤由紀子) 予防課長。
- ○予防課長(島田伸一) 私からは、9ページの使用料及び手数料、危険物の事務手数料に関してご説明させていただきます。

危険物の予算の基準ですが、過去3年間の実績を基に算出しております。また、これから建設されるであるデータセンター等の打合せなども加味して算出いたしました。

以上でございます。

- ○議長(古澤由紀子) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤秀行) それでは、私からは燃料のことといいますか、物価高騰の件についてです。特段 燃料につきましては来年度現在よりも上がるような傾向であると思われます。これは経済産業省が令和5年7月に示した燃料単価の平均等を参考とさせてはいただいております。今後もいろいろ、なかなかバランスが難しいとは思うのですけれども、若干やはりいろいろなものが高騰していくということで、今回の予算についても見積りを取る際は、その辺も含めて考えて作成しているというところでございます。 以上でございます。
- ○議長(古澤由紀子) あと18ページ、19ページの特別職4名減の一般職2名の。 総務課長。
- ○総務課長(佐藤秀行) それでは、18ページのその他の特別職というところで4名減っているのですが、これは今回個人情報保護関係の関係で法律が改正されまして、行政不服審査の一本化ということになっております。今まで個人情報の4名いたのですけれども、その4名分がなくなりまして、行政財産の3名ということになっているので、そういう数字がそこに記載されております。

それと、19ページ、一般職です。これは6年度2名増やすという、266から268になるということでございます。

以上です。

- ○議長(古澤由紀子) 小田川議員。
- ○3番(小田川敦子) 2回目の質問をいたします。

ページに沿って質問を進めたいと思います。まず、危険物の手数料に関しては、過去3年間の実績とい

うことで承知しました。

次の公用車の売払いに関しては、ポンプ車1台と救急車1台の予定ということですね。ここで2回目の 質問なのですが、この予算額については、先ほどの補正予算と同じように、見積りの最低額で計上したと いう理解でよろしいでしょうか、確認いたします。

これで9ページが終わって、次に11ページの産業医のところへ行きます。関係者会議が1回と7署の巡回、あとは相談結果の悪い職員への対応ということで承知をいたしました。多分これが毎年こういったことで産業医に委託をしているのかなというふうに思います。そこで、2回目の質問なのですが、行政の予算書、決算書見ていると、ストレスチェックのテストがあるのですけれども、この予算書の中にはそういった名称の委託もしくは検査というものがありませんでしたので、組合においての職員の健康管理をする上でのストレスチェックテストはどのようになっているのか、お示しいただきたいと思います。

次に、職員配置に関して2回目の質問を行います。18ページに関しての特別職4人の減員に関して、行政不服に関する審査会が一本化になったということで、その分の3万円と4人の減額ということになりますが、その場合一本化をしても報酬に関して2つの仕事を兼務するということにはなりますが、報酬は変わらず片方の報酬額で計上という理解でよろしいのでしょうか。

その次に一般職の2名増員に関してですが、今回2名増員をして、この2名が再任用職員を入れるという、先ほど説明があったことの、ここの数字の表れなのでしょうか。2名増員の目的について再確認したいと思います。

以上です。

- ○議長(古澤由紀子) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤秀行) それでは、2名増員のところなのですけれども、それは消防組合の消防職員適正 化計画にのっとりまして、あくまでも再任用ではなく職員の2名増というところでございます。 以上です。
- ○議長(古澤由紀子) 警防課長。
- ○警防課長(佐藤勝己) 公用車売払いの金額設定ということでございますが、先ほど補正予算のところでも申し上げましたが、見積りを徴取し一番低い金額を設定しております。 以上です。
- ○議長(古澤由紀子) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤秀行) それでは、ストレスチェックですけれども、職員健康診断委託料にストレスチェックが入っております。こちらで職員、それと再任用分、また医師による面接指導を1日含むというようなところで31万6,910円、ストレスチェックにはかかるというようなところでございます。

以上でございます。

- ○議長(古澤由紀子) 4問あるのですが。 総務課長。
- ○総務課長(佐藤秀行) それでは、お答えいたします。

あくまでも法が変わりまして、個人情報保護条例の委員は廃止になったので、もうなくなっております。 報酬も一本化、行政不服審査会、そちらの一本化というところでございます。 以上です。

○議長(古澤由紀子) よろしいですか。 ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

板橋議員。

○9番(板橋 睦) それでは、質問させていただきます。

議案の審議資料の議の3-7のページのところでお聞きいたします。まず、救助工作車を買い替えるということですけれども、この救助工作車ってかなり高額なものですから、どのような基準で買い替えるというようなことが、どこで話し合われ、どういう基準があって決定されるのかをお聞きしたいと思います。

また、その下に屈折はしご付消防ポンプ自動車オーバーホールというのがありますけれども、これも 3,600万円以上かかりますけれども、これについてもオーバーホールの基準なりをお聞きしたいと思います。救急車に関しては8年、10万キロみたいなたしか基準があったと思いますけれども、そういうことも 踏まえてこの 2 点と。

それから、人件費のところで、先ほどの説明では268人の職員で、あと13人の退職した方の再雇用ということでの281人の給料ということの説明があって、給料の説明の中においては335万円の増額になっているというようなことがありましたけれども、これは5年度の職員と6年度の職員の人数が変わっているとか、何かそういうことの説明をもう少し詳しく聞きたいと思います。

以上です。

- ○議長(古澤由紀子) 警防課長。
- ○警防課長(佐藤勝己) ただいまの救助工作車の更新基準、どのような会議等を経て決定されるのかというところで回答させていただきます。

印西地区消防組合車両等整備計画というのがございまして、その中で救助工作車につきましては15年で 更新というふうに決定をされております。どのような会議を経てというところですが、総合計画検討委員 会等ございますので、そこで更新について検討しまして、次の実施計画等に盛り込む形で更新する形とな ります。

続きまして、はしご車のオーバーホールについてですが、こちらは、初年度から7年目で第1回目のオーバーホールを実施いたします。2回目からは5年ごとということになっておりまして、金額設定につきましては長期間使用するはしご自動車等は初期の機能及び安全性を確保するために、オーバーホールを定期的に実施しなければならないものと消防車両の安全基準で定められております。この関係から、不具合の発見が困難であり、分解しなければ発見できない部分の不具合を検知するため、分解のできる整備工場で点検整備を行うことが必要となります。このため実施するものです。

(「計画に入れてあるの」と言う人あり)

- ○警防課長(佐藤勝己) こちらも印西地区消防組合の車両整備更新計画で基準を定めております。 以上でございます。
- ○議長(古澤由紀子) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤秀行) それでは、私からは職員の職員数268、それから再任用13というところで給与の件でございますけれども、まず定年延長がこれから始まるのですけれども、来年度は2人、今年度退職で

はなくて定年延長をするということで、本来であれば2人辞める、新しい職員2人入ってくるということなのですが、2人新しい職員は入ってこない、定年延長ですのでそのまま、ある程度役職は下がるのですけれども、なので差額は安くはならないというところと、あと給与改定がございまして、その辺で増額になっているというところでございます。

以上です。

- ○議長(古澤由紀子) 板橋議員。
- ○9番(板橋 睦) それでは、再質問させていただきます。

人件費は結構ですけれども、この救助工作車とはしご車についてですけれども、大体説明は分かりましたけれども、おおむねどのくらいの年数で更新するようになっているのかだけをちょっと確認したいと思います。

以上です。

- ○議長(古澤由紀子) 警防課長。
- ○警防課長(佐藤勝己) 更新年数ということでございますが、救助工作車は15年で更新予定となっております。はしご付消防ポンプ自動車につきまして17年という設定でございます。 以上です。
- ○議長(古澤由紀子) よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

(「なし」と言う人あり)

○議長(古澤由紀子) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(古澤由紀子) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第3号 令和6年度印西地区消防組合一般会計予算についてを採決します。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(古澤由紀子) 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号の上程、報告、質疑

○議長(古澤由紀子) 日程第8、報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。 本案について報告を求めます。 管理者。

○管理者(板倉正直) 報告第1号についてご説明をいたします。

本報告は、令和5年8月5日16時頃、白井市根79番地、千葉日産自動車株式会社白井店敷地内において、

化学消防自動車が駐車しようとしたところ、当該敷地内のマンホールを破損させた事故事案でございます。 この和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第2項の規定により議会に報告を行うものでございます。

○議長(古澤由紀子) これから質疑を行います。

質疑はありますか。

小田川議員。

○3番(小田川敦子) 2点お伺いいたします。

まず1点目ですが、この現場に消防車が出動した理由についてまず確認をしたいと思います。

そして、資料の中にもマンホールの破損の状況が報告されていますけれども、この破損の理由について 伺いたいと思います。

以上2点です。

- ○議長(古澤由紀子) 白井消防署長。
- 〇白井消防署長(篠田一彦) 私、白井消防署、篠田と申します。お答えいたします。

化学消防自動車の出動理由ということなのですけれども、千葉日産自動車に立入検査、この現地確認の ために出向したものです。

2問目としましては、マンホールの破損原因でございますけれども、千葉日産自動車敷地内駐車場に駐車しようと切り返し前進した際、障害者等用駐車区画にあるマンホールに気づかず左前輪タイヤで乗り上げ、マンホールを破損させてしまったものです。

以上です。

- ○議長(古澤由紀子) 小田川議員。
- ○3番(小田川敦子) 分かりました。出動に関しては、立ち入りの現地検査ということで承知いたしました。

破損に関しては、マンホールに消防車が乗り上げてしまったことの重みで割れてしまったという理解でよろしいでしょうか、これが2回目の質疑になります。そして、そういうことであれば、この過失割合というのは10対ゼロなのかなと思いますけれども、一応確認をしたいと思います。

では、以上2点お願いします。

- ○議長(古澤由紀子) 白井消防署長。
- ○白井消防署長(篠田一彦) お答えいたします。

今はしご車なのですけれども、総重量なのですけれども、大型車ということで11トンくらいあります。 (「化学消防車です」と言う人あり)

○白井消防署長(篠田一彦) 訂正いたします。

化学車なのですけれども、総重量11トンくらいございます。

過失割合なのですけれども、過失割合は消防組合が過失割合10割でございます。

- ○議長(古澤由紀子) 小田川議員。
- ○3番(小田川敦子) 最後の質問いたします。11トンで破損してしまったということで承知しました。

最後の質問なのですが、この損害賠償額について確認したいと思います。マンホールって幾らぐらいするのかなって知識がなかったので、ネットで検索をしてみたら、たまたま調布市役所のホームページの中でこんな数字が出ていたのです。直径60センチであれば6万くらい、90センチだと30万くらいというふうな金額があったのですけれども、何かそれを合わせてもちょっとこの17万4,570円というのがマンホール単体だけの金額なのかしらというふうに疑問を持ちましたので、この賠償額の内訳について最後に確認させていただきたいと思います。

- ○議長(古澤由紀子) 白井消防署長。
- ○白井消防署長(篠田一彦) 相手方の取りあえず損害額ということなのですけれども、マンホールの蓋及 び周囲の修理代金となります。修理代金にあっては17万4,500円となっております。 以上です。
- ○議長(古澤由紀子) いいですか、小田川議員。
- ○3番(小田川敦子) 最後の質問だから……
- ○議長(古澤由紀子) 都築議員。
- ○7番(都築真理子) すみません、これ材質は一体何だったのか教えていただけますか。
- ○議長(古澤由紀子) 何の材質ですか、マンホールの材質ですか。 白井消防署長。
- ○白井消防署長(篠田一彦) マンホールの材質なのですけれども、鋳鉄となります。鋳物ですね。 以上です。
- ○議長(古澤由紀子) よろしいですか。 ほかに質疑はありますか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(古澤由紀子) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告第1号 専決処分の報告についてを終わります。

◎報告第2号の上程、報告、質疑

○議長(古澤由紀子) 日程第9、報告第2号 専決処分の報告についてを議題とします。 本案について報告を求めます。 管理者。

○管理者(板倉正直) 報告第2号についてご説明をいたします。

本報告は、令和5年8月24日15時20分頃、白井市冨士67番地の28、月ぎめ駐車場内において、救急車と 駐車していた一般車両との事故により、右後部ドアの周辺を破損させた事故事案でございます。この和解 及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしましたの で、同条第2項の規定により議会に報告を行うものでございます。

○議長(古澤由紀子) これから質疑を行います。 質疑はありますか。 小田川議員。

○3番(小田川敦子) 2点質問いたします。

こちらも損害賠償ということですので、一応損害賠償の過失割合を確認したいと思います。

2点目ですが、和解の相手方が会社名になっているということなのですけれども、車を破損していますので、一般の方ではなく、レンタカー使っていたか、営業車だったのか、その辺りを2点目として確認したいと思います。

以上です。

- ○議長(古澤由紀子) 白井消防署長。
- ○白井消防署長(篠田一彦) お答えいたします。

過失割合なのですけれども、過失割合については当消防組合過失割合10割でございます。 車両にあっては、オリックスレンタカー所有の日産自動車のルークスという車両でございます。 以上です。

- ○議長(古澤由紀子) 小田川議員。
- ○3番(小田川敦子) 相手方の確認をもう一度させていただきたいと思います。車種は日産車ということで分かりましたけれども、これは乗っていた人は個人ですか、それともお仕事中の事故だったのでしょうか。相手方ですね、要するに相手方がもし仕事中であれば、損害緒賠償額の中に営業補償みたいなのも入っているのかなと思って、それで聞いています。

以上です。

- ○議長(古澤由紀子) 白井消防署長。
- ○白井消防署長(篠田一彦) お答えいたします。今回の事故の車両なのですけれども、白井市市民の方が使用していた車両となります。以上です。
- ○議長(古澤由紀子) よろしいですか。 ほかに質疑のある方。

都築議員。

- ○7番(都築真理子) すみません、そもそも救急車に四隅にセンサーなどはついていかなったのか伺います。
- ○議長(古澤由紀子) 警防課長。
- ○警防課長(佐藤勝己) ただいまのご質問にお答えいたします。 コーナーセンサー等はついていないというところでございます。 以上です。
- ○議長(古澤由紀子) ほかに質疑はありませんか。 (「なし」と言う人あり)
- ○議長(古澤由紀子) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告第2号 専決処分の報告についてを終わります。

◎報告第3号の上程、報告、質疑

○議長(古澤由紀子) 日程第10、報告第3号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案について報告を求めます。

管理者。

○管理者(板倉正直) 報告第3号についてご説明をいたします。

本報告は、令和5年9月15日9時10分頃、印西市原1丁目2番地、ビックホップガーデンモール印西の 駐車場内において、当該敷地内の縁石ブロックに救急車のタイヤを接触させ、縁石ブロック2個を破損さ せた事故事案でございます。この和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1 項の規定により専決処分をしましたので、同条第2項の規定により議会に報告を行うものでございます。

○議長(古澤由紀子) これから質疑を行います。

質疑はありますか。

小田川議員。

○3番(小田川敦子) 報告3号について質疑をいたします。

事故の概要のところに、救急車が出動した際の事故というふうに書かれています。出動した先での事故 ということになりますので、この事故に関して救急搬送に影響があったのかどうか、その状況を確認した いと思います。

2点目については、やはり損害賠償額ということですので、過失割合を確認したいと思います。 以上2点お願いいたします。

- ○議長(古澤由紀子) 印西西消防署長。
- ○印西西消防署長(鈴木幹夫) それでは、お答えいたします。

まず初めに、救急搬送の影響というところからお話しします。救急出動して現場到着後、傷病者の観察結果を基に、市内の医療機関へ連絡を行いましたが、医師から救急搬送の必要性がなく、ご自身にて病院に来院するよう指示があったため、傷病者にその旨を伝えたところ、同意の上で搬送辞退がありました。よって、この救急事案は不搬送扱いとなっております。

次に、過失割合ですが、当消防組合10割ということになります。 以上です。

- ○議長(古澤由紀子) 小田川議員。
- ○3番(小田川敦子) 状況の確認も分かりました。ありがとうございます。縁石を壊してしまったということでも、一応車両の修理等発生したかと思いますので、事故車両が修理から戻ってくる間、業務に支障がなかったのか、確認したいと思います。

以上です。

- ○議長(古澤由紀子) 印西西消防署長。
- ○印西西消防署長(鈴木幹夫) お答えいたします。

救急車の損傷につきましては、助手席側後輪のタイヤ側面に亀裂が入りパンクのリスクを排除するため にタイヤ1本を交換しております。タイヤ交換中における救急業務への支障はございませんでした。 以上です。

○議長(古澤由紀子) ほかに質疑はありませんか。 都築議員。

- ○7番(都築真理子) すみません、この救急車の仕様なのですが、4WS車かお聞きします。
- ○議長(古澤由紀子) 印西西消防署長。
- ○印西西消防署長(鈴木幹夫) お答えいたします。 救急車は4WSではなくて、普通の4WDというところです。 以上です。
- ○議長(古澤由紀子) よろしいですか。 質疑はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(古澤由紀子) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告第3号 専決処分の報告についてを終わります。

ここで一旦休憩といたします。再開は午後1時です。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長(古澤由紀子) 会議を再開いたします。

◎一般質問

○議長(古澤由紀子) 日程第11、一般質問を行います。

申合せにより一般質問の制限時間は60分となっておりますので、議事進行にご協力をお願いいたします。 順番に発言を許します。

7番、都築真理子議員の発言を許します。

質問方式は一問一答です。

なお、都築真理子議員から資料配付の申出があり、会議規則第92条の規定により議長において許可をしましたので、報告いたします。

7番、都築真理子議員。

○7番(都築真理子) 皆さん、こんにちは。議席番号7番、都築真理子です。よろしくお願いします。

国民の生命、身体及び財産を保護してくださる消防職員の皆様におかれましては、本当に感謝でしかございません。前回の質問も決して現場職員さんを責めるわけではございません。今回の質問も現場職員の皆様方が少しでも働きやすい組織になるよう、現場環境がクリーンになれたらと思いの質問でございます。特にこの組織に30年以上勤務された方々にぜひ伺いたく、本日も一般市民の観点から質問させていただきたく思います。よろしくお願いします。

なお、配付させていただきました資料は、総務省消防庁より許可を得ております。よろしくお願いしま

す。

大題目1番、ハラスメントについて。(1)、現在の消防職員合計数を伺います。

- ○議長(古澤由紀子) 総務課長。
- ○議長(古澤由紀子) 都築議員。
- ○7番(都築真理子) 279人とのこと、理解しました。

再質問します。令和5年4月1日に印西地区消防組合消防職員定数条例の改正で、266名から272名とされております。今のご答弁で279名、増員した7名に関しては消防職員定数条例の改正はしないものか伺います。

- ○議長(古澤由紀子) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤秀行) お答えいたします。

再任用職員14人は、条例で定める職員定数に含まれないため、印西地区消防組合消防職員定数条例の改正は必要とならないものでございます。

以上です。

以上です。

- ○議長(古澤由紀子) 都築議員。
- ○7番(都築真理子) 再任用職員は、職員定数に含まれないこと、理解しました。 では、更に伺いますが、市では10年間で65歳まで定年引上げをしますが、消防職員はどのようになって いるか伺います。
- ○議長(古澤由紀子) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤秀行) お答えいたします。

印西地区消防組合において、制定すべき条例のうち印西市条例を準用する条例に基づき消防職員の定年 等に関する条例について、印西市職員の定年に関する条例を準用しておりますので、構成市と同様に段階 的に定年する年齢を65歳まで引上げを行います。

以上です。

- ○議長(古澤由紀子) 都築議員。
- ○7番(都築真理子) (2)、現状の本部及び署員数は足りているのか伺います。
- ○議長(古澤由紀子) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤秀行) お答えいたします。

現在本部職員48人、署職員217人となっており、第4次消防職員定員適正化計画に基づき消防職員を配置しております。

以上です。

- ○議長(古澤由紀子) 都築議員。
- ○7番(都築真理子) 理解しました。

再質問します。印西地区消防組合行政組織図を見ますと、各7署配置車両40台とされており、車両に関

しては乗り換えなどもあるようですが、火災など災害発生時、署に車両を置いた状態になることがよい状況なのか、その場合現在の人数で足りるのか伺います。

- ○議長(古澤由紀子) 警防課長。
- ○警防課長(佐藤勝己) お答えいたします。

車両運用規程、第4次消防職員定員適正化計画及び第4次実施計画により出動車両、部隊編成人員を決定しており、現在の計画車両編成人数で人員配置は適正であると考えます。災害現場等で消防力が劣勢と判断した場合は、非番招集により人員を増強し、乗り換え車両を活用し、対応いたします。

以上です。

- ○議長(古澤由紀子) 都築議員。
- ○7番(都築真理子) 消防力が劣勢との判断時、非番招集をすること、理解しました。 更に伺います。非番招集により出てきた人員は、第2出動となるのか、署で待機となるのか伺います。
- ○議長(古澤由紀子) 警防課長。
- ○警防課長(佐藤勝己) お答えいたします。

災害現場の状況により、第2出動時の増強部隊として出動する場合と、次の災害に備え待機となる場合 がございます。

以上です。

- ○議長(古澤由紀子) 都築議員。
- ○7番(都築真理子) 理解しました。

次の質問に移ります。(3)、令和5年度中、中途退職者はいたか。その際、人員の補充はされているか 伺います。

- ○議長(古澤由紀子) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤秀行) お答えいたします。

令和5年度中の中途退職者は3人で、2人の補充を行いました。欠員の所属には、再任用職員を配置し、 対応しております。

- ○議長(古澤由紀子) 都築議員。
- ○7番(都築真理子) 再任用職員での対応のこと、理解しました。 再質問します。中途退職者は自己都合だと思いますが、ハラスメントによるものではなかったのか伺い ます。
- ○議長(古澤由紀子) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤秀行) お答えいたします。 中途退職者は、自己都合での退職であり、ハラスメント自体を理由に退職した職員はおりません。 以上です。
- ○議長(古澤由紀子) 都築議員。
- ○7番(都築真理子) その退職理由ですが、一般的に自己都合退職、定年退職、死亡退職と、選ぶ理由としては3つしかございません。一般企業、市役所などではそうです。そのほかのその他という記入欄はな

し、当事者はハラスメントが理由で退職しますということで言えるでしょうか。ハラスメントが理由で退職と聞いた側も困りませんか。その後問題提起することで問題の重要性や原因を理解し、解決に向けて行動を起こせますかと疑問に思います。

次の質問です。不足人員確保のために、募集をしているのか伺います。

- ○議長(古澤由紀子) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤秀行) お答えいたします。

前年度に実施した職員採用試験結果におきまして、補欠とした方に入庁の意思確認など調整を行い、採用しております。

以上です。

- ○議長(古澤由紀子) 都築議員。
- ○7番(都築真理子) 前年度とは、令和4年度と捉えて、昨年度の職員採用試験の補欠者を今年度に採用 とのことか伺います。
- ○議長(古澤由紀子) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤秀行) お答えいたします。

令和4年度問わず、中途退職者により欠員が発生した場合、当該年度の前年度に行いました職員採用試験の補欠者とした方に意思確認など調整を行いまして、採用しておりますので、令和5年度に中途退職により欠員となったものは、令和4年度の職員採用試験の補欠者を採用しております。

以上です。

- ○議長(古澤由紀子) 都築議員。
- ○7番(都築真理子) 更に伺います。既にどこかに就職されているのではないかと思いますが、実際に採用に至ったケースはあるのか伺います。
- ○議長(古澤由紀子) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤秀行) お答えいたします。

採用に至ったケースはございます。

以上です。

- ○議長(古澤由紀子) 都築議員。
- ○7番(都築真理子) 採用があったとのこと、理解しました。 次の質問です。(5)、ハラスメントは現在も発生しているのか伺います。
- ○議長(古澤由紀子) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤秀行) お答えいたします。

ハラスメントに関する苦情の申出及び相談を受ける相談員は総務課長となっており、現在のところ相談 等は受けておりません。

- ○議長(古澤由紀子) 都築議員。
- ○7番(都築真理子) 一般企業におりました身として申し上げますと、相談しづらい環境もあるのではないかなと思います。

再質問します。総務省消防庁が平成29年7月4日付で、全国の消防本部におけるパワハラの防止対策を検討するに当たり、6ページものアンケート調査を実施しましたが、実際に行ったか何います。

- ○議長(古澤由紀子) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤秀行) お答えいたします。

総務省消防庁が実施したハラスメント防止の対応状況調査について、アンケート回答を行っております。 以上です。

- ○議長(古澤由紀子) 都築議員。
- ○7番(都築真理子) 実際に行ったとのこと、分かりました。

再質問します。ハラスメント内容として、パワーハラスメントを主に今取り上げましたが、セクシャル ハラスメントに関してもアンケート調査などを行っているのか伺います。

- ○議長(古澤由紀子) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤秀行) お答えいたします。 職員に対し、セクシャルハラスメントに関するアンケートを実施したことはありません。 以上です。
- ○議長(古澤由紀子) 都築議員。
- ○7番(都築真理子) 女性職員さんもいることから、こちらはぜひ実施すべきと思います。女性だから言えないことも多々あるのではないかと感じますが、再質問します。結果として、相談件数があったか伺います。
- ○議長(古澤由紀子) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤秀行) お答えいたします。現在のところ、セクシュアルハラスメントに関する相談はありません。以上です。
- ○議長(古澤由紀子) 都築議員。
- ○7番(都築真理子) 女性職員さんの相談も、男性職員である総務課長が窓口となるのか伺います。
- ○議長(古澤由紀子) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤秀行) お答えいたします。

相談を希望する職員が女性の場合、基本的に他の女性職員を同席するよう配慮いたします。相談を希望する職員が他の女性職員の同席を希望しない場合等は希望に沿う形で相談を受けることになります。 以上です。

- ○議長(古澤由紀子) 都築議員。
- ○7番(都築真理子) ハラスメント、その後引き続きの対応を実施しているのか伺います。
- ○議長(古澤由紀子) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤秀行) お答えいたします。今後もハラスメントに関するアンケート調査を定期的に実施してまいります。

以上です。

○議長(古澤由紀子) 都築議員。

- ○7番(都築真理子) 実施していますではなく、実施してまいりますとのことですね。 質問します。定期的にとは、どれぐらいのスパンで行うのか伺います。
- ○議長(古澤由紀子) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤秀行) お答えいたします。 当面の間、年1回のアンケート調査を実施いたします。 以上です。
- ○議長(古澤由紀子) 都築議員。
- ○7番(都築真理子) こちらも実施していますではなく、実施まいりますとのことで理解しました。アンケート調査は、恐らく無記名、性別、年齢、所属署を記入するのではないかと思われますが、所属署、年齢を記入した段階で、ある程度特定されるのではないかと感じます。まして、提出先が同署となりますと、なおさら本当のことが書けない、提出しづらいのではないかと感じますが、以前専決処分、令和5年3月27日の新聞記事によりますと、当時の上司には何度も報告したが、改善されなかったと書かれておりました。例えば提出者が特定されないように、提出方法を投函式に変えたとしても、前文で述べたようなことがあれば何のためのアンケートなのかとも感じます。そして、この事柄は明るみになるまで時間を要しておりました。なぜなのか不思議に思います。

次の質問です。6番、ハラスメントによる退職者はいないか伺います。

- ○議長(古澤由紀子) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤秀行) お答えいたします。 ハラスメント事案自体を理由とした退職者はおりません。 以上です。
- ○議長(古澤由紀子) 都築議員。
- ○7番(都築真理子) ハラスメントによる退職者はいないということですね。再質問します。実際に調査はしているのか伺います。
- ○議長(古澤由紀子) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤秀行) お答えいたします。 退職時面談を実施しております。 以上です。
- ○議長(古澤由紀子) 都築議員。
- ○7番(都築真理子) 本市におきましても市長自ら面談を行っておりますので、同様かなと理解しました。 次の質問です。誰と面談をしているのか伺います。
- ○議長(古澤由紀子) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤秀行) お答えいたします。 相談員であります総務課長と人事係長で面接を行っております。 以上です。
- ○議長(古澤由紀子) 都築議員。
- ○7番(都築真理子) お二方による面談があること、分かりました。

次の質問です。(7)、ハラスメント処分について伺います。

- ○議長(古澤由紀子) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤秀行) お答えいたします。

ハラスメントに対する処分につきまして、事案ごとに印西地区消防組合職員の懲戒処分等の基準に基づき総合的に判断し、決定しております。

以上です。

- ○議長(古澤由紀子) 都築議員。
- ○7番(都築真理子) 事案ごとに判断し、決定しているとのこと、理解しました。 再質問します。第三者委員会など立ち上げたりはしないものか伺います。
- ○議長(古澤由紀子) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤秀行) お答えいたします。

ハラスメントに対する処分につきまして、第三者委員会の設置は行っておりませんが、当消防組合の契約弁護士に公正、中立的な観点から処分内容の妥当性等について意見をいただいております。 以上です。

- ○議長(古澤由紀子) 都築議員。
- ○7番(都築真理子) 何名で構成されているものなのか気になりますが、次の質問に移ります。 契約弁護士とのことですが、内部関係者の顧問弁護士なのか伺います。
- ○議長(古澤由紀子) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤秀行) お答えいたします。 内部関係者の顧問弁護士ではなく、年間委託契約を締結している弁護士となります。 以上です。
- ○議長(古澤由紀子) 都築議員。
- ○7番(都築真理子) こちらの弁護士は、何年も同じ方なのか伺います。
- ○議長(古澤由紀子) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤秀行) お答えいたします。 単年度の委託契約となります。 以上です。
- ○議長(古澤由紀子) 都築議員。
- ○7番(都築真理子) 単年度とのこと、分かりました。 質問します。外部有識者による第三者委員会の立ち上げの考えを伺います。
- ○議長(古澤由紀子) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤秀行) お答えいたします。 第三者委員会の設置につきましては、調査検討してまいります。 以上です。
- ○議長(古澤由紀子) 都築議員。
- ○7番(都築真理子) ご存じかと思いますが、インターネット上のニュースでは、滋賀県甲賀市、甲賀広

域行政組合消防本部内でのハラスメントなどの調査を第三者委員会が行ったそうです。滋賀県甲賀市では、 第三者委員会が存在します。第三者委員会があることによって明るみになった記事がございます。ちょっ と抜粋して読ませていただきます。

第三者委員会は、全職員と退職者、計208人を対象にしたアンケートで3分の1に当たる68人がハラスメント被害を深刻、加害行為をしたと指摘があった職員は28人、消防本部では2021年、新型コロナウイルスワクチン接種辞退した警防課職員が接種拒否者として廊下脇で勤務させられ退職、第三者委員会は警防課職員に対する事案の調査と並行して昨年8月から9月、全職員から対象に本部内でのハラスメントの有無を尋ねるアンケートを実施。非公開の委員会がありましたが、終了後に記者会見でアンケートで職員195人のうち65人、21年度以降退職者13人のうち3人がハラスメント被害を受けたと回答したそうです消防本部によりますと、これまでの本部内の相談窓口に職員からハラスメントの訴えはなかったという。

一方、今回のアンケートでは暴言や暴力行為、業務上の嫌がらせなど申告され、被害を記録した写真があるとしたケースもあったそうです。今後聞き取り調査で確認していくそうです。この新型コロナウイルス未接種への対応が問題とされている甲賀広域行政組合消防本部は、9月末までに計12人が中途退職するそうです。取材で判明し、全職員約200人の5%超が退職する異例の事態、複数の退職予定者らは、記者の取材に対し背景に消防本部内でハラスメント行為があったと訴えているそうです。

このような記事を目にしますと、印西地区消防組合でも同じようなことが起こっていないか、現場職員の働きやすい環境となっていないか気になり心配になります。

次の質問です。(8)、ハラスメントによる規程はないのか伺います。

- ○議長(古澤由紀子) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤秀行) お答えいたします。 印西地区消防組合職員におけるハラスメントの防止等に関する要綱を制定しております。 以上です。
- ○議長(古澤由紀子) 都築議員。
- ○7番(都築真理子) 消防組合例規集第4編、人事、第2章、分限懲戒、印西地区消防組合職員における ハラスメントを読みますと、詳しく記載というよりはざっくりした感じで書かれておりました。先ほどち ょっと配付させていただきました資料なのですが、恐らく印西地区消防組合は(エ)のところになると思 います。内々で済ませるという形になるのではないかなと思います。弁護士が入ることによって、(イ) に移るような形なのですが、希望としてはやはり第三者委員会を立ち上げていただいて、外部有識者(ウ) がいいのではないかなと一般市民としては感じます。

再質問します。ハラスメント研修など行っているのか伺います。

- ○議長(古澤由紀子) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤秀行) お答えいたします。

ハラスメント研修につきましては、本年度、令和 5 年 8 月 17 日及び 18 日の 2 日間で全職員を対象に実施しております。

以上です。

○議長(古澤由紀子) 都築議員。

- ○7番(都築真理子) 分かりました。再質問します。どのような内容か伺います。
- ○議長(古澤由紀子) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤秀行) お答えいたします。

本年度実施した研修内容は、管理職相当職員に対しては主に人材育成について行い、その他の職員には ハラスメント防止の内容について行っております。

以上です。

- ○議長(古澤由紀子) 都築議員。
- ○7番(都築真理子) 分かりました。再質問します。成果を伺います。
- ○議長(古澤由紀子) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤秀行) お答えいたします。 全職員のハラスメント防止及び人材育成についての認識が向上したものと考えております。 以上です。
- ○議長(古澤由紀子) 都築議員。
- ○7番(都築真理子) 分かりました。実りのあるものであってほしいと思い、次の質問に移ります。 (9)、処分審査委員会の設置について伺います。
- ○議長(古澤由紀子) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤秀行) お答えいたします。 印西地区消防組合職員処分審査委員会を設置しております。 以上です。
- ○議長(古澤由紀子) 都築議員。
- ○7番(都築真理子) 処分審査委員会が存在すること、分かりました。 次の質問です。事案発生時のみ立ち上げか伺います。
- ○議長(古澤由紀子) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤秀行) お答えいたします。

処分審査委員会は、具体的事案に対する処分を審議することから、具体的事案が発生した際に、委員長が招集するものでございます。

以上です。

- ○議長(古澤由紀子) 都築議員。
- ○7番(都築真理子) 分かりました。再質問します。構成員はどのような編成になっているのか伺います。
- ○議長(古澤由紀子) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤秀行) お答えいたします。

委員長は消防本部次長、委員は消防本部総務課長及び消防本部参事であります牧の原消防署長、印西西 消防署長、白井消防署長となります。

- ○議長(古澤由紀子) 都築議員。
- ○7番(都築真理子) 6名編成とのこと、分かりました。

再質問します。ハラスメントを予防する観点から、再発防止委員会など定期的に委員会を開催するなど の場を設ける検討はしないのか伺います。

- ○議長(古澤由紀子) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤秀行) お答えいたします。

現在ハラスメント研修の実施及び定期的な面談などを行い、ハラスメント発生の防止を図っております。 再発防止委員会等につきましては、今後調査検討させていただきます。

以上です。

- ○議長(古澤由紀子) 都築議員。
- ○7番(都築真理子) 外部有識者による第三者委員会もないことからぜひ検討いただきたい。設置へと取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に移ります。大題目2番、市内における雑草繁茂対策について伺います。

- ○議長(古澤由紀子) 予防課長。
- ○予防課長(島田伸一) お答えいたします。

秋以降の枯れ草になった状況を想定すると、何らかの原因により火災になった場合は、燃え広がる確率 が高くなることが予想されます。

以上です。

- ○議長(古澤由紀子) 都築議員。
- ○7番(都築真理子) 認識していることを理解しました。火災とは人の意に反して火が発生し、もしくは 拡大し、または放火により発生するものと認識しています。

次の質問に移ります。(2)、対処などの考えを伺います。

- ○議長(古澤由紀子) 予防課長。
- ○予防課長(島田伸一) お答えいたします。

年間を通して雑草の状況も変化しますので、現状をしっかりと把握した上で、環境面、火災危険面など、 現場に適した内容を指導していく必要があると考えております。

以上です。

- ○議長(古澤由紀子) 都築議員。
- ○7番(都築真理子) 火災予防運動広報活動やカザバンなどに出た際には危険な場所の把握はされている と思います。秋以降膝丈以上の枯れ草に関しましては、ぜひ火災予防条例24条を適用していただきたいと 思っております。

再質問します。指導内容とは、具体的にどのようなことか伺います。

- ○議長(古澤由紀子) 予防課長。
- ○予防課長(島田伸一) お答えいたします。

指導内容としまして、火災危険面において枯れ草の火災により建物等への延焼危険がある場合は、火災 予防条例に基づき枯れ草除去通知書を発送し、空き地の所有者、管理者、占有者に刈取りの指導を行って おります。

- ○議長(古澤由紀子) 都築議員。
- ○7番(都築真理子) 枯れ草除去の通知書の発送とのこと、理解しました。 再質問します。事後処理の確認はどうされているのか伺います。
- ○議長(古澤由紀子) 予防課長。
- ○予防課長(島田伸一) お答えいたします。

枯れ草除去通知書を発送後は、火災予防広報等で出向したときに、現地確認を実施し、状況を把握しております。また、期間内に刈っていない場合は、枯れ草除去勧告書、枯れ草除去再勧告書と処理されていきます。青草での繁茂で住民から問合せがあった場合は、市の関係部局に情報提供し、その後の指導状況も確認しております。

以上です。

- ○議長(古澤由紀子) 都築議員。
- ○7番(都築真理子) 関係部局とは、環境保全課、農業委員会、土木課など挙げられると思いますが、再 質問します。(3)、対処方法を伺います。
- ○議長(古澤由紀子) 予防課長。
- ○予防課長(島田伸一) お答えいたします。

対処方法につきましては、構成市の条例と当消防組合の火災予防条例がありますので、関係部局と連携を図り、現場の状況に最適な指導を実施していきたいと考えております。

以上です。

- ○議長(古澤由紀子) 都築議員。
- ○7番(都築真理子) 現場の状況に最適な指導ということ、分かりました。 再質問します。各市と令和5年4月より連携できるようになったようですが、どのように連携を図って いるのか伺います。
- ○議長(古澤由紀子) 予防課長。
- ○予防課長(島田伸一) お答えいたします。

構成市の条例制定前からも連携を行っており、住民から問合せがあった場合、状況を現認して関係部局へ情報提供を行い、どのように対応するか連携を図っております。

以上です。

- ○議長(古澤由紀子) 都築議員。
- ○7番(都築真理子) 秋以降、枯れ草だけでなく、春先、夏場、緑に茂った草なども関係部局と連絡を図っていただきたいと思います。先日の専決処分にもあった消防自動車と黒の軽自動車の接触事故、気になりましたので、現認してまいりました。路側帯から雑草繁茂を避けるがためにお互いがセンターラインに入り過ぎたのかなと思える状況でした。県議を通して除去していただきましたが、道路管理者への申出も構成市と連携を図りできると思いますので、事故を未然に防ぐという意味でもお願いしたいと思います。再質問です。構成市と連携を図っておられるとのことですが、通知書なども連携を図り、できないもの

再質問です。構成市と連携を図っておられるとのことですが、通知書なども連携を図り、できないものか同います。

○議長(古澤由紀子) 予防課長。

○予防課長(島田伸一) お答えいたします。

構成市の条例や当消防組合の火災予防条例がありますので、季節により雑草の状況変化に合わせて関係部局と情報共有、指導状況の確認をするなど、それぞれが連携を図りながら状況に沿った指導を行っております。

以上です。

- ○議長(古澤由紀子) 都築議員。
- ○7番(都築真理子) 消防のほうから通知をするとなると、法務局に出向き住所確認をしなければいけませんが、構成市でしたらGISなどを利用し場所の特定ができます。個人情報保護法がネックとなるのであれば、構成市と連携を図り、通知もそれぞれから発送せず、1通で済ませられるよう効率化を図ってくださればと思います。我々市民のために、これからもよろしくお願いするとともに、私の一般質問を終了させていただきます。
- ○議長(古澤由紀子) 以上で都築真理子議員の質問を終わります。

引き続き一般質問を行います。

次に、6番、藤江研一議員の発言を許します。

6番、藤江研一議員。

○6番(藤江研一) 皆様、こんにちは。6番、藤江研一です。通告に従い、一問一答方式で一般質問をさせていただきます。

本年1月1日、石川県能登地方を震源地とする大地震が発生いたしました。最大震度7で、発生から4週間後の1月28日時点の石川県の死者数は、災害関連死を含めて236人、安否不明者は19人、避難者は1万336人、家屋被害は4万3,755棟と報道されています。お亡くなりになられた方々に、謹んで哀悼の意を表しますとともに、ご家族の皆様、被災された全ての皆様に心からお見舞いを申し上げます。

さて大規模災害発生時には、支援のために他の都道府県から応援職員が派遣されるケースがあります。 1月23日、印西市では石川県珠洲市に避難所運営支援等のため2名を派遣すると報道発表がありました。 同様に、消防関係の職員等が他都道府県から派遣されるケースもあると承知していますが、1、大規模災 害発生時の当消防組合の他都道府県等への派遣について伺います。

まず、(1)、これまでの主な実績、分かる範囲で結構でございますが、これについて伺います。

- ○議長(古澤由紀子) 警防課長。
- ○警防課長(佐藤勝己) お答えいたします。

平成23年に発生した東日本大震災において、緊急消防援助隊千葉県大隊として当消防組合から部隊を派遣いたしました。

- ○議長(古澤由紀子) 藤江議員。
- ○6番(藤江研一) 次に、(2)、人員・車両派遣実績(要請受領までの仕組み)、また費用負担も含めてですが、過去の事例の際にどのような仕組みにより要請があり、派遣されたのか。また、その際の費用負担はどうだったのか伺います。
- ○議長(古澤由紀子) 警防課長。

○警防課長(佐藤勝己) お答えいたします。

平成23年3月20日から22日の3日間、消火小隊1隊5名、後方支援隊1隊3名の計2隊8名を岩手県陸前高田市へ派遣し、また同年3月28日から5月15日の約2カ月半の間、1回の派遣5日間を3回、救急小隊1隊3名、後方支援隊2隊5名の計3隊8名、延べ24名を福島県へ派遣いたしました。また、出動要請受領までの仕組みにつきましては、被災地の知事から国へ応援要請し、消防庁長官から各都道府県に出動の求め、または指示を行い、各都道府県知事から各消防本部へ出動要請が入ります。費用負担につきましては、国の負担金または一般財団法人全国市町村振興協会からの交付金にて全額負担となります。以上です。

- ○議長(古澤由紀子) 藤江議員。
- ○6番(藤江研一) 詳しくご説明いただき、よく理解できました。 次に、職員の派遣を伴わない(3)、備蓄資材、装備品の支援実績はあるのか、またある場合には費用 負担や補充はどのようにされるのか伺います。
- ○議長(古澤由紀子) 警防課長。
- ○警防課長(佐藤勝己) お答えいたします。 備蓄資材、備蓄品の支援実績はございません。 以上です。
- ○議長(古澤由紀子) 藤江議員。
- ○6番(藤江研一) 次に、大きな 2、当消防組合の大規模災害発生対応の準備状況に移ります。今回の能登半島地震では、地震被害により被災地までの道路が寸断され、これが救助、救援に大きな支障となったこと、また各地で孤立集落が多数発生し、孤立地域への救援物資の輸送や負傷された方等の医療機関への搬送も困難を来していると報じられました。翻って、当消防組合においても同様または類似の状況が発生する場合に備えて、あらかじめ必要な準備、各種事態を想定した対応準備をしておくことが必要と考えられます。もちろん北総台地は震災に強く、そうした背景から多数のデータセンターや物流施設進出が進んでいるところですが、他方で令和元年の利根川の水位上昇や昨年6月の手賀沼の推移上昇など、水害発生による道路閉鎖や孤立集落発生の危険性は身近な課題として認識し、十分に備えておく必要があります。このような観点から、まず(1)、交通網寸断への対応の①、土砂崩れ等による要注意箇所の把握状況
- ○議長(古澤由紀子) 警防課長。
- ○警防課長(佐藤勝己) お答えいたします。

当消防組合管内の土砂崩れ危険箇所につきましては、毎年千葉県印旛土木事務所職員、構成市担当職員 及び印西警察と当消防組合が合同で急傾斜地、崩壊危険箇所等の点検を実施しており、危険地域の状況を 把握しております。

以上です。

を伺います。

- ○議長(古澤由紀子) 藤江議員。
- ○6番(藤江研一) 再質問です。過去3年間に、合同で急傾斜地崩壊危険箇所等の点検を実施した年別あるいは年度別の回数を伺います。

- ○議長(古澤由紀子) 警防課長。
- ○警防課長(佐藤勝己) お答えいたします。 毎年6月中旬に1回、5日間程度をかけて実施しております。 以上です。
- ○議長(古澤由紀子) 藤江議員。
- ○6番(藤江研一) 再質問です。同点検を実施した年別あるいは年度別の危険箇所数はどうか。また、各構成市別の危険箇所数を伺います。
- ○議長(古澤由紀子) 警防課長。
- ○警防課長(佐藤勝己) お答えいたします。

点検した箇所につきましては、令和3年度が50か所、令和4年度45か所、令和5年度45か所となります。 また、危険区域として千葉県が指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、印西市264か所、 白井市28か所、そのほか急傾斜地、崩壊危険区域は、印西市7か所、白井市1か所となっております。 以上です。

- ○議長(古澤由紀子) 藤江議員。
- ○6番(藤江研一) 次に、交通網遮断事態が発生した場合の消防車両、救急車両が走行可能な迂回路や渋滞発生時の対応など、②、迂回路の把握、渋滞対応の検討状況を伺います。
- ○議長(古澤由紀子) 警防課長。
- ○警防課長(佐藤勝己) お答えいたします。

交通網遮断による迂回路や渋滞状況は、災害の種別や規模により異なることから、橋梁の倒壊、水害、 土砂崩れ、地割れ等による交通障害情報は消防対策本部にて集約し、状況に応じた経路を選定していきま す。

以上です。

- ○議長(古澤由紀子) 藤江議員。
- ○6番(藤江研一) 次に、(2)、孤立地域発生時の対応です。まず、孤立地域発生要注意箇所の把握状況 を伺います。
- ○議長(古澤由紀子) 警防課長。
- ○警防課長(佐藤勝己) お答えいたします。

当消防組合として孤立が発生する可能性のある地域の把握はしておりませんが、孤立の原因となり得る 土砂災害や水害が発生するおそれのある地域につきましては、構成市が作成している各種ハザードマップ 等により確認しております。

- ○議長(古澤由紀子) 藤江議員。
- ○6番(藤江研一) 再質問です。孤立の原因となり得る土砂災害や水害が発生する地域は何か所あるのか、 また構成市別の箇所数を伺います。
- ○議長(古澤由紀子) 警防課長。
- ○警防課長(佐藤勝己) お答えいたします。

土砂災害が発生するおそれのある地域としましては、先ほども申し上げましたが、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が印西市264か所、白井市28か所となります。水害につきましては、ハザードマップで示された地域において浸水被害が発生する可能性があるものと認識しております。

以上です。

- ○議長(古澤由紀子) 藤江議員。
- ○6番(藤江研一) 次に、孤立地域への救助、支援の対応検討状況を伺います。
- ○議長(古澤由紀子) 警防課長。
- ○警防課長(佐藤勝己) お答えいたします。

孤立地域が発生した場合の救助、支援について、当消防組合の消防力で対応できない場合は、千葉県広域消防相互応援協定や緊急消防援助隊により、消防防災へりによる救助、支援を要請し、対応いたします。 以上です。

- ○議長(古澤由紀子) 藤江議員。
- ○6番(藤江研一) 再質問です。これまでに消防防災へりによる救助、支援を要請し、対応した例はある のか。ある場合には、具体的な事例の内容を伺います。
- ○議長(古澤由紀子) 警防課長。
- ○警防課長(佐藤勝己) お答えいたします。 当消防組合での要請実績はございません。 以上です。
- ○議長(古澤由紀子) 藤江議員。
- ○6番(藤江研一) 次に、③、河川増水、決壊時の対応検討状況を伺います。
- ○議長(古澤由紀子) 警防課長。
- ○警防課長(佐藤勝己) お答えいたします。

水害に関するハザードマップを基に被害状況を想定し、水難救助隊が活用する救命ボート及び各消防署 に配備している小型ボートにて対応いたします。

以上です。

- ○議長(古澤由紀子) 藤江議員。
- ○6番(藤江研一) 次に、④、必要資材等の十分な確保、配備の検討状況を伺います。
- ○議長(古澤由紀子) 警防課長。
- ○警防課長(佐藤勝己) お答えいたします。

能登半島地震発生から土砂災害対応用装備を増強いたしましたが、当消防組合の消防力で対応できない場合は、千葉県消防広域応援隊及び緊急消防援助隊の必要資機材を保有する部隊を応援要請し、対応いたします。

- ○議長(古澤由紀子) 藤江議員。
- ○6番(藤江研一) 再質問です。能登半島地震発災から、土砂災害対応用装備を増強したとの回答ですが、 具体的にどのような装備を増強したのか、その増備の数量、価格、配備先を伺います。

- ○議長(古澤由紀子) 警防課長。
- ○警防課長(佐藤勝己) お答えいたします。

土砂災害用装備品として、胴長靴15着、手袋2種類各15双を増強いたしました。価格につきましては、 胴長靴が1着6,000円、防水手袋1双700円、水害用手袋1双1,300円で、総額12万円です。配備先は、各 消防署となります。

以上です。

- ○議長(古澤由紀子) 藤江議員。
- ○6番(藤江研一) 次に、(3)、孤立地域発生に備えた本消防組合構成自治体との連携に移ります。まず、 ①、孤立地域発生要注意箇所への給水支援です。ここでは消火のための消火器について伺います。
- ○議長(古澤由紀子) 警防課長。
- ○警防課長(佐藤勝己) お答えいたします。

災害により火災が発生して消火栓が使用できない場合は、消防水利となっている防火水槽やプールなどの水利を利用することとなりますが、直近の河川や用水路等も有効活用し、対応いたします。ただし、災害発生場所にポンプ車の進入または消防団の所有する小型ポンプが搬入できないなどの消防組合の消防力で対応できない場合は、千葉県広域消防相互応援協定の特別航空応援を要請し対応いたします。

以上です。

- ○議長(古澤由紀子) 藤江議員。
- ○6番(藤江研一) 丁寧にご回答いただき、よく理解できました。 再質問です。特別航空応援とは、ヘリコプターによる消火活動と理解してよいでしょうか。また、これまでの特別交通応援要請の実績を伺います。
- ○議長(古澤由紀子) 警防課長。
- ○警防課長(佐藤勝己) お答えいたします。 消防防災へりによる消火活動となります。当消防組合での要請実績はございません。 以上です。
- ○議長(古澤由紀子) 藤江議員。
- ○6番(藤江研一) 次に、②、孤立地域発生要注意箇所内への仮設トイレ搬入、設置です。基本的には、 構成自治体において対応すべき問題かもしれませんが、今回の能登半島地震で孤立が長期化した際に、具 体的に顕在化した避難者にとって大きな問題と報道されています。こうした事態に備えた情報交換や消防 組合として協力できる余地があるのかといった問題意識から質問をさせていただきます。
- ○議長(古澤由紀子) 警防課長。
- ○警防課長(佐藤勝己) お答えいたします。

当消防組合は、消火、救助、救急を中心とした災害対応となることから、仮設トイレも含めた物資の搬入、設置については、構成市で対応することとなります。

- ○議長(古澤由紀子) 藤江議員。
- ○6番(藤江研一) では、次に③、孤立地域発生要注意箇所内の福祉避難所の把握です。これも今回の能

登半島地震で、福祉避難所が機能しなくなった場合の支援や移送が必要な避難者の移転、搬送をどうするのか、大きな課題となりました。これも基本的には構成自治体において対応すべき問題かもしれませんが、こうした事態に備えた情報交換や消防組合として協力できる余地があるのかといった問題意識から質問をさせていいただきます。

- ○議長(古澤由紀子) 警防課長。
- ○警防課長(佐藤勝己) お答えいたします。

災害時に設置される福祉避難所の箇所につきましては、構成市が作成している地域防災計画により把握しております。

以上です。

- ○議長(古澤由紀子) 藤江議員。
- ○6番(藤江研一) 再質問です。把握している福祉避難所の構成市別鼈の箇所数を伺います。
- ○議長(古澤由紀子) 警防課長。
- ○警防課長(佐藤勝己) お答えいたします。 令和6年1月現在、構成市の福祉避難所は、印西市が30か所、白井市が15か所となっております。 以上です。
- ○議長(古澤由紀子) 藤江議員。
- ○6番(藤江研一) 最後に、④、孤立地域発生要注意箇所内の福祉避難所の移転、搬送支援について伺います。
- ○議長(古澤由紀子) 警防課長。
- ○警防課長(佐藤勝己) お答えいたします。 福祉避難所の移転、搬送支援につきましては、構成市と情報共有を図り対応してまいります。 以上です。
- ○議長(古澤由紀子) 藤江議員。
- ○6番(藤江研一) 以上で私の質問を終了いたします。ありがとうございました。
- ○議長(古澤由紀子) 以上で藤江研―議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎閉会の宣告

○議長(古澤由紀子) これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

令和6年第1回印西地区消防組合議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午後 1時51分)